

合法性証明のモニタリング等の実施体制の整備について

I. 合法木材モニタリング実施に関する考え方（アンケート実施）

1. 平成 25 年 9 月 依頼対象団体 145 認定団体 回答 91 認定団体

2. 平成 25 年度の基本的方針

(1) 実施について

「基本的に実施」4%（4 団体）、「可能な限り実施」41%（37 団体）、
「今年は難しい」49%（45 団体）

(2) 書面調査について

73%（66 団体）が書面調査を実施すると回答。
このうちの 71%（47 団体）が全事業者を対象にして実施するとした。

(3) 現場調査について

46%（42 団体）が現場調査を実施すると回答。
実施予定の対象事業者数は、636 事業者、42 団体の傘下事業者数は 5,062 事業者、
実施比率は 14%

3. 次年度以降の方針について

「現行体制のまま」32%（30 団体）、「内部体制強化」26%（24 団体）
「事業者負担を増やすための対策」27%（25 団体）

4. 次年度以降の考え方について（コメント）

(1) 積極的意見 ○本年度から着手の予定

- 現行体制で出来る範囲で実施
- 外部からの応援も得て実施
- 更新時の現場調査と同時にすれば、現体制で実施可能。

(2) 中間的意見 ○現行体制では実施できない。内部体制整備が必要。

- 次年度以降、モニタリング事業に理解を深めたうえで実施。
- 関連組合と協力体制を協議。
- 行政機関に協力を求める。

(3) 消極的意見 ○認定エリアが広く、支部のない団体にとっては負担。

- 現地調査には体制、経費の検討・対応が必要。
- 納材先から証明書の要求が少ない。このような中で、事業者負担増、人員増は不可能。
- 外部委託で処理する方法を検討されたい。

II. 合法木材取扱書面調査

1. 平成 25 年 11 月、年度内の実施を依頼。

2月17日現在 49団体が本年度中に実施としている。現時点で報告が出ているもの19団体。このうち2月末までに報告のあった15団体について分析。

2. 調査結果

(1) 調達の際の伝票・証明書などの確認

「全てしている」、「することが多い」で2/3となるが、「することは少ない」、「まったくしていない」が1/3となる。

団体担当者のコメントとして、「国産材＝合法木材との理解があるようだ」などがある。

(2) 分別管理の実施方法

「場所を設定」が1/3、「全量合法木材なので、分別管理の必要なし」が半数。

コメントとして『「全量合法木材なので、分別管理の必要なし」が、全て証明書を徴しているか疑問』もある。

(3) 文書管理方法と文書保管期間

「伝票綴りで管理している」1/3、「全量合法木材なので、合法木材に特定した管理はしていない」が半数。

「5年間保管」が半数、5年以外は2～3年が多い。

(5) 責任者の選定と公表

公表しているかどうかはともかく、ほとんどすべての事業者で選定されている。

(6) 合法木材の取り扱い方針

「すべてを合法木材に」が半数、残りは「できるだけ・・・」、「要請のあった時だけ」。

コメントとして『「全量合法木材」に向けての指導が必要」、「合法木材であることを自発的に証明する事業者が少ない」などがある。

(7) 供給の際の、伝票・証明書での証明

「全て証明」、「することが多い」が半数。

コメントとして『「することは少ない」とする者は連鎖の理解が十分でない」、「『すべて証明』に向け、指導する必要がある』などがある。

(8) 認定事業者研修への参加

ほとんどの事業者で分別管理責任者、文書管理責任者、それ以外の者のいずれかが、常時もしくはときどき研修会に参加している。

コメントとして『「誰も参加したことがない」とする事業者に対しては、認定取り消

しも検討しなければならない」との意見もある。

3. 総合所見（認定団体のコメント）

- 適切な取扱いをし、認定要件を満たそうとの意識が感じられる。しかし、証明書の発行は少ない。これは需要者が合法木材の必要性を感じていないため、必要性を感じる施策が期待される。
- 本制度に関する理解も様々で、合法木材と園とその取扱いに対する誤った理解も多くみられた。今後研修を通して一層の周知徹底を図るとともに、必要に応じて現場調査を実施することで、具体的な指導を強化していく。
- 幅広い業態の集まりなので、合法木材取扱にも温度差がある。木質バイオマスやポイント事業で関心は高まっており、この機に徹底を図りたい。
- 証明書の発行は少ないが、発行する場合は必ず調達時に受領した伝票・証明書の証拠書類を揃えておく必要がある。そうでないと制度の信頼性が崩壊する危険がある。
- 調査の結果、本事業の意義及び適切な取扱いを認識・履行しないものもあるため、さらなる指導に努める。
- 流通業者は調達時に証明がないと、合法だとはいえ証明できないので、認定事業者はすべての納品書に合法であることを明記するよう、団体として指導する必要がある。
- 制度の内容について、理解不足の面もあるため、研修の機会を持つ必要がある。

III. 合法木材取扱現地調査

1. 昨年11月、年度内の実施を依頼。

2月17日現在 30団体が本年度中に実施としている。現時点で報告が出ているもの5団体。このうち2月末までに報告のあった4団体について分析。

2. 調査結果

(1) 調達の際の伝票・証明書などの確認

「全てしている」と「することが多い」が多いが、「することは少ない」も若干ある。

(2) 分別管理方針書の制定と公表

公表しているかどうかはともかく、ほとんどの事業者で制定されている。

(3) 分別管理責任者の選定と公表

公表しているかどうかはともかく、ほとんどの事業者で選任されている。

(4) 分別管理の実施方法

「場所を設定」と「全量合法木材なので、分別管理の必要なし」がそれぞれ約半数ずつ。

- (5) 分別管理責任者による、入出荷時における必要事項の記載の確認
「常時確認」と「することが多い」で3/4、「することは少ない」が1/4。
- (6) 分別管理責任者による現場での確認
「常時確認」と「することが多い」で約半数。これ以外の「することは少ない」、「全く確認しない」は、国産材・県産材＝合法木材という意識によるものではないか。
- (7) 文書管理規定の制定と公表
公表しているかどうかはともかく、全ての事業者で制定されている。
- (8) 文書管理責任者の選任と公表
「選任していない」もあるが、これは実施要領の誤読によると思われる。
- (9) 伝票類・管理簿の整理・整備と問題発生時の確認体制の整備
「すべて整っている」1/3、「伝票綴りで管理」1/3、「すべて合法なので、特別な文書管理はしていない」が1/5を占める。
管理簿の整備が進まない理由としては、高齢者が家業として操業・営業をやっているところでは、コンピュータが使えないということもある。
- (10) 供給の際の伝票・証明書等での証明
「全てしている」と「することが多い」で2/3。「要請のあったとき」に発行するとの考え方が多いことによる
- (11) 認定事業者研修への参加
分別管理責任者、文書管理責任者、これ以外の者のいずれかが、常時もしくはときどき参加している。

3. 総合所見（認定団体のコメント）

- 当県の認証県産材は合法木材が条件であるため、今回は県産材認証工場を対象にしたが、合法木材については理解されていた。ただし、県産材丸太がほとんど合法木材として出荷されていることから、分別の意識が低いと考えられる。
- 「国産材、県産材は全て合法木材」との認識のため、必要な時以外は証明書が作成されていない。証明書作成を習慣づけることが必要だと思う。

平成25年8月28日

合法木材供給事業者認定団体各位

違法伐採対策合法木材普及推進委員会
事務局一般社団法人全国木材組合連合会

合法木材モニタリング実施方針関連資料の送付について

前略

合法性が証明された木材の供給体制システムの信頼性を確保向上されるため、組織的な実地検査等（合法木材モニタリング）を実施する必要があると指摘され、検討が進められてきました。

その結果をふまえて、各認定団体で合法木材モニタリングを実施する場合の実施指針素案と、各団体で作成する実施方針のひな形の案を作成しましたので、下記の通り送ります。本案をたたき台として、業界団体研修の場をはじめとして検討を進めていく考えです。ご意見をいただくとともに、各団体におかれても本案を参考に、関係業務を進めていただきたく、よろしく申し上げます。

草々

記

- 1 合法木材モニタリング実施指針（素案）
- 2 別紙1 平成 年度合法木材取扱現場検査対象事業者一覧表
- 3 別紙2-1 平成 年度合法木材取扱書面調査票（案）
- 4 別紙2-2 平成 年度合法木材取扱書面調査結果とりまとめ表（案）
- 5 別紙3-1 平成 年度合法木材取扱現場検査調査票（案）
- 6 別紙3-2 平成 年度合法木材取扱現場検査結果とりまとめ表（案）
- 7 合法木材モニタリング実施方針ひな形（案）

以上

合法木材モニタリング実施指針（素案）

1. 目的

合法木材の証明を行っている事業者の取り組みを、当該事業者の認定を行った団体がモニタリングを行う際の実施方法及びその結果も踏まえた対応について取りまとめ、林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に則して行われる合法証明の信頼性・透明性の確保・向上を図る。

2. モニタリングの種類

モニタリングは、次の方法によって行う。

- (1) 書面調査
- (2) 現場検査

3. モニタリングの実施の方法

(1) 書面調査

書面調査は、原則として認定団体が認定する全認定事業者に対して毎年実施する。

(2) 現場検査

現場検査の対象は、事業者の業態及び合法木材の供給実績に基づき適切に選定することとし、原則として前年度に取扱実績のあった認定事業者のうち分-10%以上を対象に、適切な方法で対象事業者を選定することとする。

なお、認定事業者が多く、また、認定事業者の所在が広範にわたる場合は、各地域に所在する支部等に依頼して実施すること、また、地域を区切って、順次、地域ごとに実施することも可能とする。対象事業者は別紙1により整理保管しておくこととする。

4. 合法木材モニタリングの内容

(1) 認定要件の実施状況に関すること

1) 分別管理の状況

- 調達の際の合法木材の確認（調達した木材の証明書の有無を確認しているかどうか）
- 分別管理の場所（申請時に設置することとしている分別管理の場所が適切に管理されているかどうか）
- 分別管理の実施方針の遵守（申請時に策定されている分別管理等の実施方針に基づいて適切に実施されているか）

2) 帳票管理

○管理簿等の作成状況（合法木材の製品の受け払い在庫状況が確認できるかどうか）

○帳票の保管状況（購入時の証明書、販売時の証明書のコピーを5年間保存管理しているか）

3) 責任者の選任と配置

分別管理の責任者が1名以上選任され配置されているか

(2) その他

1) 合法性が証明された木材の普及

○合法木材の取扱状況（販売製品の証明を幅広く実施しているか）

2) システムの定着に関すること

○認定事業者研修への参加状況（団体が実施する研修に責任者が参加しているか）

別紙2-1 合法木材取扱書面調査票、別紙3-1 合法木材取扱現場検査調査票参照

5. モニタリング結果を踏まえた対応

(1) 結果関係書類等の保管と開示

モニタリングの結果は、別紙2-2及び3-2のとりまとめ表に整理・保管し、認定事業者の適切な指導のため役立てることとすると同時に必要に応じて開示する。また、関係書類等を開示できるように一定期間保存する。

(2) 是正措置の要求

モニタリングによって認定事業者に「木材・木製品の合法性・持続可能性のためのガイドライン」（平成18年2月）から逸脱した行為のあることが判明した場合には、認定団体は当該認定事業者に対して是正を要求し、後日その結果の確認を行う。

また、認定団体が認定事業者に対して是正措置を繰り返して要求したにも拘らず、認定事業者が適切な措置を講じない場合には、認定団体は認定を取り消すものとする。

平成 年度合法木材取扱現場検査対象事業者一覧

(別紙1)

担当団体名：
 担当者名：
 対象事業者数：

1	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
2	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
3	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
4	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
5	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
6	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
7	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
8	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
9	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			
10	事業者名		業種	
	所在地			
	電話			
	メール			
	担当者名			

平成 年度合法木材取扱書面調査票(案)

(別紙2-1)

企業名:
 認定番号:
 所在地:
 電話:
 メールアドレス:
 担当者名:

I 認定要件の実施状況に関すること	
1	合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認していますか (1) 全て確認している (2) 確認することが多い (3) 確認することは少ない (4) 全く確認していない
2	どのような方法で分別管理をしていますか (1) 分別管理場所を設定し、分別管理している (2) ロット積みにし、表示をして分別管理している (3) 製品または梱包ごとにカード等で識別し、分別管理している (4) 全量合法木材であるため、特に分別管理を行う必要がない (5) その他()
3	どのような方法で合法木材にかかる文書を管理をしていますか (1) 伝票を基に合法木材管理簿を作成し、入・出荷、在庫の管理をしている (2) 合法木材管理簿は作成していないが、伝票綴りで管理している (3) 全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない (4) その他()
4	文書の保管期間はどのくらいですか (1) 証明書や合法木材管理簿などの文書は、5年間保管している (2) 保管しているが5年間ではない(____年) (3) その他()
5	合法木材証明の責任者の選定をしていますか (1) 分別管理と文書管理の責任者を選定し公表している (2) 分別管理と文書管理の責任者を選定しているが公表はしていない (3) その他()
II その他	
1	どのような方針で合法木材を取扱っていますか (1) 全てを合法木材にする (2) 出来るだけ合法木材にする (3) 要請のあった時だけ合法木材にする
2	調達相手先が認定事業者であることをHPなどで確認していますか (1) 全て確認している (2) 確認しているところが多い (3) 確認しているところは少ない (4) 全く確認していない
3	合法木材を供給する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを証明していますか (1) 全て証明している (2) 証明することが多い (3) 証明することは少ない (4) 全く証明していない
4	認定団体が実施する認定事業者研修へ参加していますか (1) 分別管理責任者か文書管理責任者が、常に参加している (2) 分別管理責任者か文書管理責任者が、時々参加している (3) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、常に参加している (4) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、時々参加している (5) これまでだれも参加したことはない

平成 年度合法木材取扱書面調査結果取りまとめ表(案)

認定団体名:

所在地:

電話:

メールアドレス:

担当者名:

傘下認定事業体総数:

今回対応認定事業体数:

(書面調査対応率:)

質問項目		件数
I 認定要件に関する事項		
1	合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認しているかか	
	(1) 全て確認している	
	(2) 確認することが多い	
	(3) 確認することは少ない	
	(4) 全く確認していない	
所見:		
2	どのような方法で分別管理をしているか	
	(1) 分別管理場所を設定し、分別管理している	
	(2) ロット積みにし、表示をして分別管理している	
	(3) 製品または梱包ごとにカード等で識別し、分別管理している	
	(4) 全量合法木材であるため、特に分別管理を行う必要がない	
(5) その他		
所見:		
3	どのような方法で合法木材に関する文書管理をしているか	
	(1) 伝票を基に合法木材管理簿を作成し、入・出荷、在庫の管理をしている	
	(2) 合法木材管理簿は作成していないが、伝票綴りで管理している	
	(3) 全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない	
	(4) その他	
所見:		
4	文書の保管期間はどのくらいか	
	(1) 証明書や合法木材管理簿などの文書は、5年間保管している	
	(2) 保管しているが5年間ではない(年)	
	(3) その他	
所見:		
5	合法木材証明の責任須屋の選定をしているか	
	(1) 分別管理と文書管理の責任者を選定し公表している	
	(2) 分別管理と文書管理の責任者を選定しているが公表はしていない	
	(3) その他	
所見:		

II その他

1	どのような方針で合法木材を取扱っているか	
	(1) 全てを合法木材にする	
	(2) 出来るだけ合法木材にする	
	(3) 要請のあった時だけ	
所見:		
2	調達相手先が認定事業者であることをHPなどで確認しているか	
	(1) 全て確認している	
	(2) 確認しているところが多い	
	(3) 確認しているところは少ない	
	(4) 全く確認していない	
所見:		
3	合法木材を供給する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを証明しているかか	
	(1) 全て証明している	
	(2) 証明することが多い	
	(3) 証明することは少ない	
	(4) 全く証明していない	
所見:		
4	認定団体が実施する認定事業者研修へ参加しているか	
	(1) 分別管理責任者か文書管理責任者が、常に参加している	
	(2) 分別管理責任者か文書管理責任者が、時々参加している	
	(3) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、常に参加している	
	(4) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、時々参加している	
	(5) これまでだれも参加したことはない	
所見:		

総合所見:

--

平成 年度合法木材取扱現場検査調査票(案)

(別紙3-1)

調査実施団体名：
調査実施者名：
調査対象事業者名： (職種：)
調査対象事業者所在地：
調査対象事業者電話： メール：
調査対応者名：

I 認定要件の実施状況

- 1 合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認していますか
 - (1) 全て確認している
 - (2) 確認することが多い
 - (3) 確認することは少ない
 - (4) 全く確認していない
- 2 入・出荷、加工、在庫において合法木材とそうでないものを区分するため、分別管理方針書を定め、公表していますか
 - (1) 分別管理方針書を定め、公表している
 - (2) 分別管理方針書は定めているが、公表はしていない
 - (3) 分別管理方針書は定めていない(理由：)
- 3 分別管理責任者を選任し、公表していますか
 - (1) 分別管理責任者を選任し、公表している
 - (2) 分別管理責任者は選任しているが、公表していない
 - (3) 分別管理責任者は選任していない
- 4 分別管理方針書に従い、分別管理が行われていますか
 - (1) 分別管理場所を設定し、分別管理を行っている
 - (2) 合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている
 - (3) 梱包または製品ごとにカードやラベルを添付して、分別管理を行っている
 - (4) 分別管理は行っていない
 - (4-1) 全て合法木材である
 - (4-2) その他(理由：)
- 5 分別管理責任者は、入・出荷の際に、伝票・証明書・ラベルに必要事項が記載されているか、特に伝票には認定番号だけでなく、合法木材である旨の記載があるかを確認していますか
 - (1) 常時、確認している
 - (2) 確認することが多い
 - (3) 確認することは少ない
 - (4) 全く確認しない
- 6 分別管理責任者は、分別管理方針書に沿って分別管理が適切に行われているか、現場において確認していますか
 - (1) 常時、確認している
 - (2) 確認することが多い
 - (3) 確認することは少ない
 - (4) 全く確認しない
- 7 合法木材の入・出荷、加工、在庫などの情報を把握し、合法木材の管理を行うために、文書管理規定を定め、公表していますか
 - (1) 文書管理方針書を定め、公表している
 - (2) 文書管理方針書は定めているが、公表していない
 - (3) 文書管理方針書は定めていない
- 8 文書管理責任者を選任し、公表していますか
 - (1) 文書管理責任者を定め、公表している
 - (2) 文書管理責任者は定めているが、公表していない
 - (3) 文書管理責任者は定めていない

- 9 伝票類を整理・保管をするとともに、これらに基づいて合法木材管理簿を整備し、合法木材取扱実績報告などに活用するとともに、問題発生時に事実確認できる体制が整えられていますか
- (1) 伝票類の整理・保管され、管理簿も整備されて実績報告書作成に活用されるとともに問題発生時に確認できる体制ができている
 - (2) 管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管され、実績報告書作成に活用されている
 - (3) 伝票類は整理・保管されておらず、管理簿も整備されていない
 - (4) 取り扱いは全て合法木材なので、特別な文書管理はしていない
- 10 文書管理責任者は、合法木材管理簿に必要事項(入荷先、入荷量、出荷量、出荷先、在庫量など)が適切に記載されていることをチェックし、数量間に齟齬がないことを確認していますか
- (1) 常時、確認している
 - (2) 定期的に確認している
 - (3) 不定期だが確認することが多い
 - (4) 確認することはすくない
 - (5) 全く確認していない
- 11 文書類は5年間保管されていますか
- (1) 5年間保管している
 - (2) 保管しているが、5年間ではない(年)
 - (3) 保管していない

II その他

- 1 調達相手先が認定事業者であることを、HPなどで確認していますか
- (1) 全て確認している
 - (2) 確認しているところが多い
 - (3) 確認しているところは少ない
 - (4) 全く確認していない
- 2 供給の際、合法木材であることを証明する伝票や証明書などを発行していますか
- (1) 全て発行している
 - (2) 要望のあった時だけ発行している
 - (2) 発行することが多い
 - (3) 発行することは少ない
 - (4) 全く証明していない
- 3 認定事業者研修への参加していますか
- (1) 常に分別管理責任者か文書管理責任者が参加している
 - (2) 分別管理責任者か文書管理責任者が時々参加している
 - (3) これ以外の者が常に参加している
 - (4) これ以外の者が時々参加している
 - (5) 誰も参加したことがない

平成 年度合法木材取扱現場検査結果取りまとめ表(案)

調査実施団体名：
 調査実施者名：
 調査対象事業者数：

質 問 項 目		件 数
I 認定要件の実施状況		
1	合法木材調達の際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認しているか	
	(1) 全て確認している	
	(2) 確認することが多い	
	(3) 確認することは少ない	
	(4) 全く確認していない	
所見：		
2	入・出荷、加工、在庫において、合法木材とそうでないものを区分するため、分別管理方針書を定め、公表しているか	
	(1) 分別管理方針書を定め、公表している	
	(2) 分別管理方針書は定めているが、公表はしていない	
	(3) 分別管理方針書は定めていない(理由：	
所見：		
3	分別管理責任者を選任し、公表しているか	
	(1) 分別管理責任者を選任し、公表している	
	(2) 分別管理責任者は選任しているが、公表していない	
	(3) 分別管理責任者は選任していない	
所見：		
4	分別管理方針書に従い、分別管理が行われているか	
	(1) 分別管理場所を設定し、分別管理を行っている	
	(2) 合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている	
	(3) 梱包または製品ごとにカードやラベルを添付して、分別管理を行っている	
	(4) 分別管理は行っていない	
	(4-1) 全て合法木材である	
(4-2) その他(理由：		
所見：		
5	分別管理責任者は、入・出荷の際に、伝票・証明書・ラベルに必要事項が記載されているか、伝票に認定番号だけでなく、合法木材である旨の記載があるか確認しているか	
	(1) 常時、確認している	
	(2) 確認することが多い	
	(3) 確認することは少ない	
	(4) 全く確認しない	
所見：		

6	分別管理責任者は、分別管理方針書に沿って分別管理が行われているか、現場において確認しているか	(1) 常時、確認している	
		(2) 確認することが多い	
		(3) 確認することは少ない	
		(4) 全く確認しない	
	所見：		
7	合法木材の入・出荷、加工、在庫などの情報を把握し、合法木材の管理を行うために、文書管理規定を定め、公表しているか	(1) 文書管理方針書を定め、公表している	
		(2) 文書管理方針書は定めているが、公表していない	
		(3) 文書管理方針書は定めていない	
	所見：		
8	文書管理責任者を選任し、公表しているか	(1) 文書管理責任者を定め、公表している	
		(2) 文書管理責任者は定めているが、公表していない	
		(3) 文書管理責任者は定めていない	
	所見：		
9	伝票類を整理・保管をするとともに、これらに基づいて合法木材管理簿を整備し、合法木材取扱実績報告などに活用するとともに、問題発生時に事実確認できる体制が整えられているか	(1) 伝票類は整理・保管され、管理簿も整備されて実績報告書作成に活用され、問題発生時に確認できる体制もできている	
		(2) 管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管され、実績報告書作成に活用されている。	
		(3) 伝票類は整理・保管されておらず、管理簿も整備されていない	
		(4) 取り扱いは全て合法木材なので、特別な文書管理はしていない	
	所見：		
10	文書管理責任者は、合法木材管理簿に必要事項（入荷先、入荷量、出荷量、出荷先、在庫量など）が適切に記載されていることをチェックし、数量間に齟齬がないことを確認しているか	(1) 常時、確認している	
		(2) 定期的に確認している	
		(3) 不定期だが確認することが多い	
		(4) 確認することはすくない	
		(5) 全く確認していない	
	所見：		
11	文書類は5年間保管されているか	(1) 5年間保管している	
		(2) 保管しているが、5年間ではない（ 年）	
		(3) 保管していない	
	所見：		

12 認定要件に関する事項に関する所見

II その他

1 調達相手先が認定事業者であることを、HPなどで確認しているか

- (1) 全て確認している
- (2) 確認しているところが多い
- (3) 確認しているところは少ない
- (4) 全く確認していない

所見：

2 供給の際、合法木材であることを証明する伝票や証明書などを発行しているか

- (1) 全て発行している
- (2) 要望のあった時だけ発行している
- (2) 発行することが多い
- (3) 発行することは少ない
- (4) 全く証明していない

所見：

3 認定事業者研修へ参加しているか

- (1) 常に分別管理責任者か文書管理責任者が参加している
- (2) 分別管理責任者か文書管理責任者が時々参加している
- (3) これ以外の者が常に参加している
- (4) これ以外の者が時々参加している
- (5) 誰も参加したことがない

所見：

15 総合所見：

合法木材モニタリング実施方針（ひな形）案

合法木材供給認定団体名

平成 年 月 日作成

本方針は、当団体の「合法性持続可能性の証明にかかる事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）にもとづいて当団体が認定した合法木材供給事業者が、適切に事業を実施していることを確認するため実施する、組織的な現地検査等（以下「合法木材モニタリング」という。）を実施するに当たって必要のなる方針を定めたものである。

1. 適用範囲

本方針書は、当団体が傘下の合法木材認定事業者に対して実施する、合法木材モニタリングに対して適用する。

2. 担当者の選任

合法木材モニタリングを適切に行うために、当認定団体は合法木材モニタリングを担当する者を選任し、担当者は責任をもって調査を実施するとともに、調査結果のとりまとめを行うものとする。

3. 合法木材モニタリングの実施

合法木材モニタリングの実施及び実施後の措置については、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会が平成〇年〇月〇日に作成した「合法木材モニタリング実施指針」の5に則るものとする。

なお、現地検査の実施に当たっては、「実施要領」の「立ち入り検査」条項を援用する。